

平成 24 年 第 4 回臨時会

道 志 村 議 会 会 議 録

平成 24 年 5 月 16 日 開会

平成 24 年 5 月 16 日 閉会

道 志 村 議 会

平成24年第4回道志村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (5月16日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○臨時議長の紹介	5
○開会の宣告	5
○村長あいさつ	5
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	8
○議席の指定	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○副議長の選挙	9
○常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	10
○消防委員会委員の選任	11
○山梨県東部広域連合議会の議員の選挙	11
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙	12
○常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の報告	13
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15

○日程の追加	17
○閉会中の所管事務の継続調査について	17
○村長あいさつ	17
○閉議の宣告	18
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

平成24年第4回道志村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年5月14日

道志村長 大田 昌博

記

- 1 日 時 平成24年5月16日（水）
- 2 場 所 道志村役場議場
- 3 付議事件
 - (1) 道志村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
 - (2) 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - (3) 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

不応招議員（なし）

平成24年第4回道志村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成24年5月16日（水曜日）午前11時開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定の件
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 第 8 消防委員会委員の選任
- 第 9 山梨県東部広域連合議会の議員の選挙
- 第10 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙
- 第11 議案第30号 道志村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 第12 同意第 1号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 2号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて

議事日程（第1号の追加1）

- 第 1 閉会中の所管事務の継続調査について

出席議員（10名）

1番	出羽 和平 君	2番	水越 茂広 君
3番	山口 博康 君	4番	池谷 高明 君
5番	大田 博文 君	6番	長田 達義 君
7番	山口 力 君	8番	山口 勝也 君
9番	杉本 秀明 君	10番	佐藤 定三 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大田昌博君	教育長	佐藤光男君
総務課長	池谷忠君	産業振興課長	大房保夫君
住民健康課長	池谷力三君	教育課長	山口幹夫君
会計管理者	山口晃司君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 山口亮君

◎臨時議長の紹介

○事務局長（山口 亮君） 私、議会事務局長の山口亮です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の山口勝也議員をご紹介します。

山口勝也議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 山口勝也君 議長席に着席〕

○臨時議長（山口勝也君） ただいま紹介されました山口勝也です。

地方自治法の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

◎開会の宣告

○臨時議長（山口勝也君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成24年第4回道志村議会臨時会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前11時00分）

◎村長あいさつ

○臨時議長（山口勝也君） ここで、大田村長から招集のあいさつをお願いいたします。

○村長（大田昌博君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成24年第4回道志村議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたびの任期満了に伴う村議会議員選挙において、めでたくご当選をされました。まことにめでたうございます。心よりお喜びを申し上げます。

皆様は、これから4年間、道志村議会議員として村民のため、村のため、ひいては国のため、たくさんのご活躍をなさることと衷心よりご期待を申し上げます。

私も2期目になりますが、これまでの主な政策を若干ご報告し、今後の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

就任時は、平成の大合併から道志村が単独自立の道を選択した時期でありました。まずは自立のための行政改革から始めたわけではありますが、肝心の財政基盤が脆弱で、膨大な借金

を抱える国の財源に依存しなければならないという、極めて厳しい財政状況でありました。残念ですが、依然としてこの状況は続くものと見込まれます。

このことから、歳出の効率化が求められるわけですが、行政コストを最小限に抑え、限られた財源の中で選択と集中によって行政経営を行っていく、この基本を堅持する中で本村の将来を見据えるとき、体力のあるこのタイミングに暮らしのインフラをまず整備することが重要であり、優先すべき政策と選択し、集中的に、ライフラインと言われるハード物の整備を進めてきたところであります。

その主なものとしたしましては、情報通信インフラ、やまゆりセンター、コミュニティセンター、診療所、消防署、体育館、ヘリポート、防災無線、村営住宅、簡易水道、村道、林道、農道、道の駅、道志の湯、久保体験館等々の整備であります。また同時に、学童保育、児童の医療費無料化、頸がん予防ワクチン接種の無料化、にっこりコール、エコライフの促進とその助成、各種団体への補助、企業への助成等々ソフト事業も充実させ、福祉の向上にも努めてまいりました。これらの事業の道しるべとしました道志村総合計画は、将来像に「日本一の水源の郷をめざして」を掲げまして、平成18年度むらづくりの総合計画として策定したものであります。

しかしながら、過渡期と言われる時代の変化は、気候変動とも思われる異常気象を伴うものと我が国が歩み始めた人口減少、少子高齢化といった縮小化する社会と相乗し、新たな時代への序章を予感させるところとなりました。特に3・11の東日本大震災と原発事故は、国民の価値観そのものを変化させたと言われるくらい影響が大きく、時代を変える転換点になったとも言われています。

このことから、本村が進むべき未来に向けた新たな哲学、その方途、その方針が必要であると考えるに至りました。昨年度、時代観を持った識者の皆様と村内の有識者の皆様に集まっていただき、持続可能な村づくりについていろいろなお知恵をいただく「サステナ水源会議」を開催し、貴重なご意見をいただいたところであります。本年度は、この提言を具現化する取り組みと安心・安全のむらづくりを図るための防災力の強化に向けた取り組みを大きな政策の柱として進めてまいる所存であります。

人口対策、少子高齢化対策、防災対策、国道のバイパス化、老朽化した庁舎など、課題は山積しています。大変厳しい財政運営の中ですが、お力をいただき英知を結集して村民の期待にこたえていかなければなりません。村づくりの主役である村民の皆様とも、今後もふれあいトークを初め機会あるごとに情報交換し、意見交換し、ともに考え、ともに喜ぶ村政を

目指してまいりたいと思っています。

新しく選ばれました議員各位をお迎えして、私の考えの一端を申し述べさせていただきましたが、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。村民の幸せと村の発展を念頭に、この実現に当たって全力を傾けていく所存ですので、何とぞお力をいただきたくお願い申し上げます。

今臨時会にご提案しましたのは、条例の制定議案1件、委員の同意案件2件になりますが、ご審議をよろしくようお願い申し上げまして、招集のあいさつにかえさせていただきます。

◎開議の宣告

○臨時議長（山口勝也君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（山口勝也君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（山口勝也君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（山口勝也君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

○臨時議長（山口勝也君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

○臨時議長（山口勝也君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、水越茂広君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました水越茂広君を議長の当選人と定めることにご異議ありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

○臨時議長（山口勝也君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました水越茂広君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました水越茂広君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎議長就任のあいさつ

○臨時議長（山口勝也君） 水越茂広君、議長就任のあいさつをお願いいたします。

〔2番 水越茂広君 登壇〕

○2番（水越茂広君） 議長就任に当たり、一言ごあいさついたします。

ただいま、議長選任によりまして皆様の絶大なるご支持をいただき、議長に就任することができますことは光栄のきわみであります。

現在、道志村政を取り巻く環境は厳しく、前途多難であると思います。目前に迫った超高齢化社会への対応はもとより、行政改革、就業場所確保等による経済の活性化は急務となっております。このように村政の厳しいときに議長という重責を担うことになりましたが、複雑多岐にわたる村民の要望を公正かつ厳粛に受けとめ、村民の負託にこたえる議会の代表者としてその責務を全うしてまいります。

また、私は45年間横浜市水道局に勤務し、そのうちの32年間は横浜市の水源林整備に携わってきました。32年間の経験を糧に森林整備と自然環境の保全に取り組み、さらには水の取り持つ縁で結ばれました横浜市と道志村のきずなが一層強固なものになりますよう努力してまいります。

このたびの選挙で当選の榮譽に浴された道志村議会議員となられた皆様と一致団結して、理想の郷土建設に邁進していく所存でございます。どうかご協力をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私の議長就任のあいさつといたします。

○臨時議長（山口勝也君） 水越議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

〔水越茂広議長、議長席に着席〕

○議長（水越茂広君） これより議長職を務めさせていただきます。

議事進行につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（水越茂広君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席の議席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（水越茂広君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、第1番議員、出羽和平君及び第3番議員、山口博康君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（水越茂広君） 日程第5、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（水越茂広君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、山口力君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山口力君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山口力君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された山口力君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（水越茂広君） 日程第7、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について議題とします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

総務文教常任委員会委員に、

1番 出羽 和 平 議員

5番 大 田 博 文 議員

6番 長 田 達 義 議員

9番 杉 本 秀 明 議員

10番 佐 藤 定 三 議員

建設厚生常任委員会委員に、

3番 山 口 博 康 議員

4番 池 谷 高 明 議員

5番 大 田 博 文 議員

8番 山 口 勝 也 議員

10番 佐 藤 定 三 議員

広報常任委員会委員に、

1番 出羽 和 平 議員 7番 山 口 力 議員
9番 杉 本 秀 明 議員 10番 佐 藤 定 三 議員

議会運営委員会委員に、

1番 出 羽 和 平 議員 3番 山 口 博 康 議員
6番 長 田 達 義 議員 9番 杉 本 秀 明 議員

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に、それぞれ選任することに決定しました。

ただいま選任された各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開会し、正副委員長を互選されるよう、ここに招集いたします。

◎消防委員会委員の選任

○議長（水越茂広君） 日程第8、消防委員会委員の選任について議題とします。

消防委員会委員の選任については、消防委員会条例第5条の規定によって、消防委員会委員に、

4番 池 谷 高 明 議員 5番 大 田 博 文 議員
6番 長 田 達 義 議員

以上のとおり選任したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、消防委員会委員に選任することに決定しました。

◎山梨県東部広域連合議会の議員の選挙

○議長（水越茂広君） 日程第9、山梨県東部広域連合議会の議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

山梨県東部広域連合議会の議員に、大田博文君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました大田博文君を山梨県東部広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大田博文君が山梨県東部広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選された大田博文君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

○議長（水越茂広君） 日程第10、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員に、山口勝也君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山口勝也君を山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山口勝也君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま当選された山口勝也君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午前11時27分)

○議長（水越茂広君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時30分)

◎常任委員会及び議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（水越茂広君） ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果、また、議会より選出する各種委員について、お手元にお配りした名簿のとおり決まりましたのでご報告します。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第11、議案第30号 道志村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 議案第30号 道志村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定についてのご説明をいたします。

ご承知のとおり、国・県の選挙につきましては既に公営ポスター掲示場が設置されておりますが、村の選挙におきましては設置されていないという状況であります。公職選挙法におきましては、ポスター掲示場も法で規定されていますので、村議会議員及び村長選挙においてもポスター掲示ができるようにするための条例制定であります。条文は2条から成っております、第1条に公職選挙法を受けての設置、第2条は総数の減少であります。附則をもって施行日を定め、公布の日からと定めております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第12、同意第1号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 同意第1号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
につきまして、ご説明させていただきます。

本件は朗読をもって説明とさせていただきます。

道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、山梨県南都留郡道志村1671番地。

氏名、佐藤長久。

生年月日、昭和19年2月5日。

提案理由でございます。

平成24年3月31日に1名の委員が辞職したため、その後任を任命したいことによるもので
あります。

説明は以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第13、同意第2号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 同意第2号 道志村監査委員の選任につき同意を求める件につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を道志村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、山梨県南都留郡道志村2772番地。

氏名、出羽和平。

生年月日、昭和23年8月20日。

提案理由としまして、議員のうちから選任する監査委員の任期満了に伴い欠員が生じたため、後任を選任するというものでございます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決しました。

◎日程の追加

○議長（水越茂広君） お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務の継続調査について申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

閉会中の所管事務の継続調査について、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務の継続調査について

○議長（水越茂広君） 追加日程第1、閉会中の所管事務の継続調査について議題とします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査に付することに決定しました。

以上で議事はすべて終了いたしました。

◎村長あいさつ

○議長（水越茂広君） ここで、大田村長からあいさつをお願いいたします。

○村長（大田昌博君） 平成24年第4回道志村議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新しい議員各位をお迎えした初議会でしたが、慎重なご審議の中で非常に重要な教育委員、監査委員のご同意をいただきました。また、民主政治の根幹であります公正な選

挙の確立を図るための条例の制定も、原案のとおりご承認をいただきました。厚く感謝を申し上げます。道志村の発展を指導していただける大変すばらしい委員の皆様と拝見をいたしました。私としても、私に課せられました重責を果たすため、全力を挙げて取り組む所存でございます。何とぞ温かいご理解をいただき、村民の幸せと村の発展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、村民の信頼と負託にこたえられますことをご祈念申し上げますとともに、ますますご健勝にてご活躍をくださいますことをご祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦勞さまでございました。

◎閉議の宣告

○議長（水越茂広君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（水越茂広君） これをもって平成24年第4回道志村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

(午後2時42分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
